

No.88

すくらむ

2017.11.22 発行



福井県特別支援教育センターは、県立病院関連四機関の4階にあります。

P1 巻頭言

学びの意味を再度問う

所長 西尾 幸代

P2

「読み」や「書き」に苦手さがある子どもへの支援

吃音の正しい理解と支援

P3

教育支援専門員の紹介

教育支援体制整備ガイドラインについて

P4

新学習指導要領 改訂の3つのポイント！

巻頭言 学びの意味を再度問う

福井県特別支援教育センター所長 西尾幸代



子どもたちの「自立と社会参加」、あるいは「生きる力」の育ちは、障害の有無に関わらず共通した課題ともなっています。その中で、この4月、新学習指導要領が告示されました。特に、小・中学校の新学習指導要領の第2章には、全ての教科に対して障害のある児童生徒への学習の過程で想定される困難さとそれに対する指導上の工夫の意図やその手立ての例が記載されています。また、知的障害のある児童生徒のための各教科等の内容についても改訂されています。これらは、個別的教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用していただく上で、ぜひとも熟読していただきたい内容です。

さて、先日、元愛媛大学教授の上岡一世先生や奈良女子大学名誉教授の浜田寿美男先生の御講演を拝聴する機会がありました。上岡先生は、「これからの教育目標は『人生の質を高めること』とし、能力やスキルの向上だけに焦点をあてるのではなく、子どもの内面の育ち（意識、主体性、意欲）を大切に学習の積み重ねから、存在価値や社会的役割を高められる教育実践の展開が必要である」と話されました。同じく、浜田先生も「力を伸ばすための指導目標・計画だけではなく、これまでに身につけた手持ちの力を使ってどういう学習ができるのか、発揮できる場面はどこかといった指導計画が必要ではないか、つまり、自分の力を使うことで人が喜んでくれたという体験を重ねながら、自分なりに人と一緒に生きるかたちをつくるのが大切ではないか」というお話をされました。

ともすれば、私たちは、子どもの能力やスキルを伸ばすことに精一杯になりがちですが、やはりそれを生活や地域で活用することに主眼をおきながら、さらに自ら次の課題に挑戦できる力を培いたいものです。そのためには、まずは、子ども自身の声を聴き、できないことをできるようにするだけでない学び、子ども自身が今持っている力を精一杯生かした工夫、または学び合いについても併せて考えていただけたらと願います。

そして、子ども一人一人の学び方は違います。特に特性のある子どもたちへの適切な配慮ある指導を切に願います。中には努力しても成果が出ない絶望の中で苦しんでいる子どももいます。そこでかけられる大人の「ことば」が子どもの人生を左右することがあります。今一度、目の前にいる子どもたちの「学びの意味」を一緒に考えていきましょう。

「読み」や「書き」に苦手さがある子どもへの支援を考えるために

読みや書きに著しい困難さを示す子どもたち

知的能力の発達に大きな遅れはないものの、「読み」や「書き」に著しい困難さを示す子どもたちが存在することが明らかになってきました。医療機関で「限局性学習症」などの診断がつくこともあり、苦手さの程度は人によりさまざまですが、例えば「小学1年生の2学期になってもひらがなが定着しない」、「初見の文章を読むときに、たとえ正しい読み方になる」、「漢字や英単語のスペルをなかなか覚えることができない」などの症状が見られます。これらの子どもたちは、学校生活のさまざまな場面で困難な状況に直面します。学習意欲の減退や学力不振はもちろん、周囲の適切な理解と対応がない場合には、自尊心の低下や問題行動の発現、不登校等につながることもあります。

よりよい指導・支援を考えるために

読みや書きに著しい困難さがある子どもに対しては、アセスメントで苦手さの程度や背景要因を探り、教師や家族が適切な理解に基づいて、早期から適切な対応を重ねていくことが望まれます。近年は学校の先生方が入手できる簡易なアセスメントも増えてきています。本パッケージでは、基礎的なアセスメントをいくつか紹介します。保護者の同意が得られる場合には、それらを活用して、子どもの苦手さの程度や苦手分野を確認した上で、指導・支援について検討してください。

本パッケージでは、近年の国内での研究成果を踏まえ、指導の効果が見込まれる時期においては適時適切な介入や指導を行うことを提案しています。さらに、読み書きの苦手さに由来する負担の軽減や合理的配慮を実施し、本質的な学習の機会を保障しつつ、自尊心の低下を防止するような対応も提案していきます。本パッケージは、現在、鋭意編集中です。（平成30年3月に各学校に配付予定）

「読み」や「書き」に苦手さがある
児童・生徒に対する
アセスメント・指導・支援パッケージ



平成30年3月

【第1版】

福井県特別支援教育センター

吃音の正しい理解と支援

「吃音」について誤解していませんか？

吃音とは、言葉がつかえたり、すぐに言葉が出てこなかったりする症状を言います。



人と話そうとかまえたときにスイッチが入ります。

- ・まね、怒って言う、歌では、たいていどまりません。
- ・2～5歳で始まることが多く、8割程度の人自然になくなり、2割の人がその後も吃音症状が続きます。
- ・本人にとって言いやすい言葉と言にくい言葉があります。
- ・人、場所、話の内容、時期によって差があります。

吃音の原因 ・さまざまな要因が複雑に絡み合って発吃するものと考えられますが、**まだ明らかになっていません。**

★吃音の3つの症状★

連発（繰り返す）

「ぼ、ぼ、ぼく」

伸発（引き伸ばす）

「ぼーく」

難発（ブロック）

緊張や早口、精神的なストレス、子育てや家庭環境から発吃するものではありません！！

吃音の進展 ・多くの子どもの吃音は**連発**から始まります。そして、周りから指摘されることで、工夫して**伸発**に、さらには連発や伸発にならないようにと力を入れ、息を吸ったりしながら次第に力みが強くなり、**難発**へと進展していくことが多いです。
話し方を修正しようとすることで進展していきます。

症状を重くさせないために

- 吃音のまねや指摘、からかいを未然に予防しましょう。
- 周りの子どもたちにも正しい吃音の理解をすすめましょう。
- 話し方より話の内容に、耳を傾けましょう。
- どうしてもここで困っているのか聞いてあげましょう。

- ◎自然な連発はそのままに、たくさん出せる環境を！
- ◎吃音の話親子や先生とできるような関係づくりを！！



*詳細は当センターHPの「吃音のある子どもの理解と支援コーナー」をご覧ください。

教育支援専門員の紹介！！

本年度より、3名の教育支援専門員が福井県特別支援教育センターを拠点に、小・中学校を訪問し学校支援事業を行っています。

この事業は県内全域の小・中学校が、学校の状況に応じて特別支援教育の支援体制を構築し、先生方の特別支援教育に関する資質・能力をより高める学校支援を行うことを目的にしています。3年計画で、初年度は福井市と永平寺町の小・中学校を対象とし、平成31年度までに県内全域の小・中学校を訪問する予定です。

教育支援専門員は管理職や特別支援教育コーディネーターの先生方から特別支援教育に関する学校状況の聞き取りを行い、授業参観や先生方との面談等を実施しています。その中で、児童生徒の就学後の個別的教育支援計画・指導計画の作成に係る学校支援を行うこと、通常の学級の教科学習（国語と算数・数学）においてつまずきのある児童生徒への授業支援や担任への支援を行います。



▲左から、石井 喜和専門員、林 哲治専門員、上田 康彦専門員

第1回目の学校訪問を終え、子どもたちの学習上の悩みである「宿題」について、教師のチームワークですばらしい支援につながる方法を実践されている学校や、学年が連携して、チームで子どもに対応していくきめ細かなリスト作成と協議を進めている学校もあり、多くのよい取組に出会うことができました。それらの情報も持ちながら、福井県全体の特別支援教育の推進につながるような役割を果たしたいと思います。

10月から2回目の学校訪問を本格的に開始しています。各学校の特別支援教育の推進の上で、組織運営上の悩みとして「学校の課題に対して、何かよいプランはないか」という先生方の声に応えられる訪問にしていきたいと思います。よろしくお願いします。

このような各校の財産の一部が福井県特別支援教育センター作成の下記の冊子に纏めてあります。ぜひ時間をみつけてご一読いただけると、自校の特別支援教育体制づくりの一助になると思います。

- 平成28年度 特別支援教育コーディネーター専門研修 実践研究報告書
- 研究紀要 34号 福井県特別支援教育センター

教育支援体制整備ガイドラインについて

特別な支援を必要とする児童生徒に対して、学級担任、特別支援教育コーディネーターなど、それぞれの立場で支援にあたっていると思います。各々の支援や果たしている役割を確認したいときや他にどんな役割を果たすとよいのかと迷うときに、是非読んでいただきたいものがあります。

それは、平成29年3月に文部科学省から出された「発達障害を含む幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」です。

これは平成16年1月に出された「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」を見直したものです。

見直しの観点として、次の5点が挙げられます。

- ①対象を発達障害に限定せず、教育上特別の支援を必要とするすべての児童等に拡大
- ②対象とする学校に、幼稚園および高等学校等も加え、進学時等における学校間での情報共有について追加
- ③特別支援教育コーディネーターなど、関係者の役割分担や必要な資質を明確化
- ④校内の教育支援体制の整備に求められる養護教諭の役割を追加
- ⑤特別支援学校のセンター的機能の活用などを追加

目次に示されていますが、まず「概論（導入編）」で、ガイドライン策定の趣旨や特別支援教育の理念などが記載され、次に教育委員会、校長（園長を含む）、特別支援教育コーディネーター、担任、通級担当教員、特別支援学級担任、養護教諭、専門家、特別支援学校のそれぞれの役割が分かりやすく書かれています。さらに、今回は「保護者用」が加わりました。保護者に説明するときにも活用できます。

発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する
教育支援体制整備ガイドライン
～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～

平成29年3月 文部科学省

自分が今担当している役割や業務について再度ご確認ください。自分の立場にとどまらず、全体にわたって読み進めると、周囲の人たちとの連携や協働も見えてきて、日々の学校運営や学級経営、子どもたちへのかかわりに生かされるところがたくさんあることと思います。ぜひ、お読みください。

新学習指導要領 改訂の三つのポイント！

平成29年3月に新学習指導要領が告示されました。学習指導要領の改訂の方向性には「育成を目指す資質・能力」「社会に関わった教育課程」「主体的・対話的で深い学び」「カリキュラム・マネジメント」などのさまざまな特徴があり、それらが反映されています。一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるように手立ての例示も示されています。ぜひ、日々の実践に活用してください。

★特別支援教育に関しては、2013年に主に就学先決定に関する手続きの内容が改正された学校教育法施行令、2016年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」など制度改正がされてきました。学習指導要領の改訂では、これらの法改正に対応し、共生社会の形成に向けて、個々の子どもの教育的ニーズをとらえ、能力を最大限までに高める教育が目指されました。

①すべての教科で配慮が必要！

一つ目の大きな変更点は、総則だけでなく、すべての教科等における指導計画の作成と内容の取扱いにおいて

障害のある児童（生徒）などについて、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと



という記述が入りました。通常の学級には、LDなど読み書きが苦手な子どもも在籍しています。具体的な教科の中で、例えば、国語の教科書教材を読む、漢字を書くといった場面で指導方法の工夫が求められます。

②通級による指導と特別支援学級

二つ目の大きな変更点は、小・中学校学習指導要領総則で、通級による指導および特別支援学級の教育課程の基本的な考え方が示されたことです。

通級による指導は、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第7章 自立活動」の指導を参考に、目標や内容を定めることとなりました。各教科等と通級による指導との関連を図るなど教師間の連携も求められます。また、高等学校における通級による指導が平成30年度から制度化されます。今回の制度改正で、障害に応じた特別な指導を行う必要がある場合には「特別の教育課程」によることができるとなっています。

③個別の教育支援計画（指導計画）

三つ目の大きな変更点は、特別支援学級や通級による指導を受けている児童生徒については個別の教育支援計画・指導計画を作成し、効果的に活用するよう明記され、作成義務が示されました。これまで作成するよう努めるという記載はありましたが、さらに踏み込んだ記述となりました。



特別支援学校の学習指導要領も知的障害特別支援学校の各教科の目標及び内容に関する記述が大幅に増えました。通常の学校の教育と連続性のあるものとして位置づけられました。これを機会に、新学習指導要領にぜひ、目を通してみてください。

教育Zine(明治図書)より一部抜粋

実践研究発表会のご案内

支援を必要としている子どものために、日常の保育・教育活動等の中で工夫し実践している指導方法や内容、特別支援教育に関する意見や情報を交換し、指導の一層の充実を図るため、『実践研究発表会』を開催します。さまざまな校種等の実践を知ることができます。ぜひご参加ください。

日時：平成30年2月7日（水）

会場：福井県特別支援教育センター

☆詳しくは、各学校・機関に配付する開催要項(12月末配付)をご覧ください。
また、ホームページでもご案内いたします。

センターだより

すくらむ第88号

発行日 平成29年11月22日
発行所 福井県特別支援教育センター
所在地 〒910-0846 福井市四ツ井2丁目8-1
TEL (0776)53-6574
FAX (0776) 52-6272
E-mail tokuse@pref.fukui.lg.jp
URL <http://www.fukuisec.jp>